

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和4年11月15日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200068号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200062号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日を昭和60年10月1日から昭和60年9月26日に訂正し、昭和60年9月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

昭和60年9月26日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が昭和60年9月26日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のB社における平成5年7月8日から平成6年5月16日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成5年7月から同年11月までは15万円から16万円、平成5年12月から平成6年4月までは15万円から28万円とする。

平成5年7月から平成6年4月までの期間の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日を平成6年7月1日から平成6年6月27日に訂正し、平成6年6月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成6年6月27日から同年7月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成6年6月27日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 4 請求者のC社における平成6年6月27日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成6年6月の標準報酬月額は20万円から28万円とする。

平成6年6月の訂正後の標準報酬月額(上記3の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 5 請求者のC社における平成6年7月1日から同年12月30日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成6年7月から同年11月までの期間の標準報酬月額については、20万円から28万円とする。

平成6年7月から同年11月までの期間の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 6 請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を平成6年12月30日から平成7年1月1日に訂正し、平成6年12月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成6年12月30日から平成7年1月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成6年12月30日から平成7年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 7 請求者のC社における平成6年12月30日から平成7年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成6年12月の標準報酬月額は20万円から28万円とする。

平成6年12月の訂正後の標準報酬月額（上記6の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和60年9月26日から同年10月1日まで  
② 平成5年7月8日から平成6年5月16日まで  
③ 平成6年6月27日から同年7月1日まで  
④ 平成6年7月1日から同年12月30日まで  
⑤ 平成6年12月30日から平成7年1月1日まで

請求期間①について、昭和60年9月26日からA社で勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得年月日が昭和60年10月1日となっている。

請求期間②について、B社から支払を受けていた給与額よりも、厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されている。

請求期間③について、平成6年6月27日からC社で勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得年

月日が平成6年7月1日となっている。

請求期間④について、C社から支払を受けていた給与額よりも、厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されている。

請求期間⑤について、C社に平成6年12月31日まで在籍し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が平成6年12月30日となっている。

請求期間①から⑤までについて、調査して記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 請求期間①について、雇用保険記録及び請求者から提出されたA社に係る給料支払明細書により、請求者が請求期間①において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、給料支払明細書及び日本年金機構の回答により、請求期間①に係る資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額（以下「請求期間①に係る本来の標準報酬月額」という。）は、11万8,000円であると認められるところ、給料支払明細書で確認できる請求期間①に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、14万2,000円であることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる請求期間①に係る本来の標準報酬月額から、11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は昭和60年9月26日から同年10月1日までについて、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

3 請求期間②について、請求者から提出されたB社に係る給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票（平成5年分及び平成6年分）、並びに日本年金機構の回答により、請求者の資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額（平成5年7月

から同年11月までは16万円、平成5年12月から平成6年4月までは28万円)  
(以下、併せて「請求期間②に係る本来の標準報酬月額」という。)は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額(15万円)を超えていることが確認できる。

なお、給料支払明細書により、請求期間②において事業主が給与より源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(15万円)は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額(15万円)を超えないことが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による標準報酬月額の訂正は認められない。

一方、請求期間②に係る本来の標準報酬月額については、上述のとおり、オンライン記録の標準報酬月額(15万円)を超えていることから、当該期間の標準報酬月額を平成5年7月から同年11月までは16万円、平成5年12月から平成6年4月までは28万円に訂正することが必要である。

ただし、平成5年7月から平成6年4月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間③について、請求者から提出された預金通帳、C社に係る給与明細書及び給料明細書(以下、併せて「給料明細書等」という。)、並びに雇用保険記録により、請求者が請求期間③において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、給料明細書等及び日本年金機構の回答により、請求期間③に係る資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額(以下「請求期間③に係る本来の標準報酬月額」という。)は、28万円であると認められるところ、給料明細書等で確認できる請求期間③に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、20万円であることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間③に係る標準報酬月額については、給料明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成6年6月27日から同年7月1日までに係る厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、不明と回答しているところ、これを確認できる資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 5 請求期間③について、請求期間③に係る本来の標準報酬月額(28万円)は、上記4の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額(20万円)を超えている

ことが確認できる。

したがって、請求者の請求期間③に係る標準報酬月額については、給料明細書等で確認できる請求期間③に係る本来の標準報酬月額から、28万円とすることが必要である。

ただし、平成6年6月の訂正後の標準報酬月額（上記4の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 6 請求期間④について、請求者から提出されたC社に係る給料明細書等及び日本年金機構の回答により、資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額（平成6年7月から同年11月までは28万円）（以下「請求期間④に係る本来の標準報酬月額」という。）は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（20万円）を超えていることが確認できる。

なお、給料明細書等により、請求期間④において事業主が給与より源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（20万円）は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（20万円）を超えないことが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による標準報酬月額の訂正は認められない。

一方、請求期間④に係る本来の標準報酬月額については、上述のとおり、オンライン記録の標準報酬月額（20万円）を超えていることから、平成6年7月から同年11月までの標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

ただし、平成6年7月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 7 請求期間⑤について、請求者から提出されたC社に係る給料明細書等により、請求者が請求期間⑤において同社に在籍し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、給料明細書等及び日本年金機構の回答により、請求期間⑤に係る標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額（以下「請求期間⑤に係る本来の標準報酬月額」という。）は、28万円であると認められるところ、給料明細書等で確認できる請求期間⑤に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、20万円であることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間⑤に係る標準報酬月額については、給料明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間⑤に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成6年12月30日から平成7年1月1日までに係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、不明と回答しているところ、これを確認できる資料及び周辺事情はないことから、明らか

でないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 8 請求期間⑤について、請求期間⑤に係る本来の標準報酬月額（28 万円）は、上記 7 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額（20 万円）を超えていることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間⑤に係る標準報酬月額については、給料明細書等で確認できる請求期間⑤に係る本来の標準報酬月額から、28 万円とすることが必要である。

ただし、平成 6 年 12 月の訂正後の標準報酬月額（上記 7 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。